



税理士 重光 善夫

相続税がかかる財産とは

Q

相続税っていったいどのような財産にかかるものなのでしょうか？詳しく教えてください。

A. 相続税がかかる財産とは、①本来の相続財産（相続や遺贈で取得した財産）と②相続財産とみなされる財産等となります。

①の本来の相続財産とは

- ・土地、家屋、事業用財産、有価証券、現金、預貯金、家庭用財産
- ・貸付金、著作権等の権利
- ・金銭に見積もることができる経済的価値のあるものすべて

たとえば、宝石や金のような貴金属、壺・皿・刀のような骨董品、絵画等の美術品なども金銭に見積もることができる財産であればそのすべてが相続財産となります。

②相続財産とみなされる財産等とは

- ・死亡退職金、亡くなった方が保険料を支払っていた生命保険契約の死亡保険金等
（ともに一定の金額は非課税となります）
- ・亡くなった方から生前に贈与税の納税猶予を受けていた財産
（農地や非上場株式など）
- ・教育資金の贈与税の特例を受けていた場合の残っている金額
（一定の場合は除かれます）
- ・結婚・子育て資金の贈与税の特例を受けていた場合の残っている金額
- ・亡くなった方から加算対象期間内に暦年課税による贈与を受けた財産
（一定の特例を受けた場合は除かれます）
- ・亡くなった方から相続時精算課税の適用を受けて取得した贈与財産
- ・相続人がいなかった場合に相続財産法人から与えられた財産

上記などがあげられます。たとえば、死亡保険金などは死亡したことに伴い発生する保険金なので、生前から持っていた財産ではありませんが、相続税の計算においては相続財産とみなして加算されます。

税理士
から一言

相続税がかかる財産の範囲はとても広いですから、相続税の申告をされる際は十分ご注意ください。

また、墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物には相続税がかからない財産となります。ただし、骨董的価値があるなど投資の対象となるものや商品として所有しているものは本来の相続財産として相続税がかかります。